

《浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例》 ～地域と調和した適正な再エネ導入を促進！～

◆条例制定の趣旨

再生可能エネルギーの導入は、地域のみなさまの理解の上にたったものでなければなりません。また、発電施設設置後も、発電事業者は、長期持続的に適正に管理・運用する必要があります。

浜松市では、**地域と調和**した適正な再生可能エネルギーの導入と利用などを促進し、**エネルギー自給率の向上と脱炭素化社会の実現**につなげることを目的に、令和2年4月から条例を施行します。



◆条例の主なポイント

➤ 太陽光発電及び風力発電事業者の責務（第4条）

浜松市内に設置する一定規模以上^{※1}の太陽光発電や風力発電施設の設置・運転をしようとする事業者は、関係法令を遵守し、災害発生防止、自然環境及び生活環境の保全に必要な措置を講じなければなりません。

※1 【対象となる太陽光発電、風力発電】

太陽光発電：発電出力が20kW以上（建築物の屋根等への設置は除く。）

風力発電：発電出力が100kW以上の風力発電

➤ 届出の義務化（第7条、第9条～第12条）

対象となる太陽光発電や風力発電施設を設置・運転などを行う場合には、市長へ下表の届け出をする義務があります。

必要な届出	届出時期
▲施設の設置 事業開始の届出（第7条）	対象施設の設置に係る法令や条例に基づく許認可等の申請等（FIT法を含む。）を行う前まで ※他法令の許認可や申請等が不要な場合は、設置に係る工事の着手前まで
▲施設の設置 事業完了の届出（第9条）	対象施設の完成日の翌日から起算して30日以内
■施設の維持管理 開始の届出（第10条）	対象施設の維持管理を開始する前まで
▼施設の廃止 廃止着手の届出（第11条）	対象施設から電気の供給を終了した日の翌日から起算して30日以内
▼施設の廃止 廃止完了の届出（第12条）	対象施設の撤去及び処分が完了した日の翌日から起算して30日以内

◆近隣関係者への周知

太陽光発電や風力発電を設置するときは、事業者は、近隣関係者^{※2}へしっかりと周知しなければなりません。また、近隣関係者の理解が得られるように努力する必要があります。

～本条例では周知を義務化しております。(第8条)～

※2【近隣関係者（説明対象者）とは】

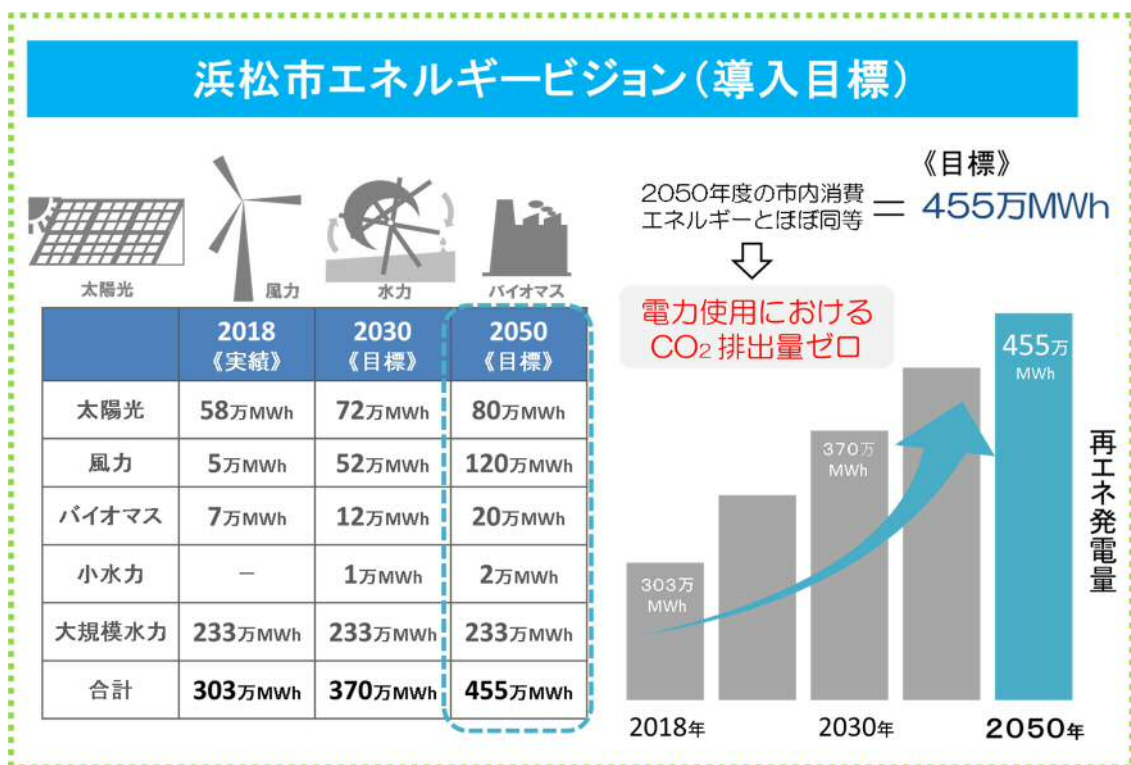
- ✓ 施設を設置する土地に隣接する土地とその土地に建つ建物の所有者など
- ✓ 風力発電の場合には、加えて事業を実施する土地の自治会など

【注意】事業の内容や規模などにより、説明が必要な範囲は異なりますので、周知義務の対象とならない関係者についても、発電施設から影響を及ぼす可能性がある場合など、事業者の責任において適切な範囲へ周知することが望まれます。

◆行政指導、命令、公表

本条例に違反する場合には、指導及び助言、勧告を行うことがあります。さらに、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、命令、公表の対象となります。(第14条から第17条)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称：FIT法）では、認定基準として関係法令（「条例」を含む。）の規定を遵守することとなっており、本条例に違反した場合には、FIT法の設備認定の取り消しとなる可能性があります。



【問い合わせ先】

浜松市産業部エネルギー政策課

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

TEL : 053-457-2502 E-mail : ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

SMART CITY HAMAMATSU